（北海道開発局組織規則の一部改正）

第四条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（開発監理部の所掌事務） **第一条の二**　開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十八　（略）	（開発監理部の所掌事務） **第一条の二**　開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十八　（略）
二十九　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。 三十～四十一　（略） （用地課の所掌事務） **第十四条**　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十　（略） 十一　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。 十二～十四　（略）	（新設） 二十九～四十　（略） （用地課の所掌事務） **第十四条**　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十　（略） （新設） 十一～十三　（略）